

諮問番号：平成30年諮問第1号

答申番号：平成30年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年2月7日付けで提起した、処分庁加須市長による国民健康保険税を徴収するために行った債権の差押処分（平成29年1月10日付け北市税発第336号）及び当該債権に係る換価代金等の配当処分（平成29年1月13日付け北市税発第339号）（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（国民健康保険税滞納処分に係る審査請求事件（平成29年第1号）。以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分について、次の理由から、本件処分の金額〇〇〇〇円には、法令違反、誤りによる部分が含まれており、金〇〇〇〇円についてのみ、取消しを求める。

- (1) 差押調書謄本に記載された国民健康保険税の未納税額は、過去の経緯、裁判、大阪市役所の実施例により、課税の根拠がないことが明らかである。
- (2) 処分庁は、審査請求人が、平成22年8月4日、処分庁を被告とするさいたま地方裁判所に提起した国民健康保険税処分取消請求事件（さいたま地方裁判所平成22年（行ウ）第19号事件。以下「国民健康保険税処分取消請求事件」という。）において、審査請求人には本件審査請求に係る国民健康保険税（以下「本件国民健康保険税」という。）の納税義務がないと陳述、同事件の判決においても同旨とされている。
- (3) 本件国民健康保険税は、納期限翌日、督促中断からの消滅時効（5年）が成立している。また、債務の承認からの消滅時効も、本債権の納税実績はなく、消滅時効が成立している。
- (4) 審査請求をしない金〇〇〇〇円については、延滞金として納付を合意していた分割別債権分であり、処分庁が受取りを拒否しているものである。
- (5) 本件国民健康保険税の延滞金計算において、うるう年の扱いに法令違反があり、金〇〇〇〇円ではなく、金〇〇〇〇円である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件国民健康保険税は、審査請求人が自己都合により離職（社会保険離脱）し、処分庁へ国民健康保険の加入届出を行ったことに伴い、加須市国民健康保険

税条例（平成22年加須市条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づいて、審査請求人の所得、資産等に応じて算定しており、適正に課税されている。

(2) 審査請求人は、処分庁へ所得の激減を理由とする市税等減免申請書を提出したが、処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）第707条の規定による必要な調査の結果、納税資力が認められたため、条例第27条に掲げる減免基準に該当しないと判断し、市税等減免申請棄却通知書を送付したものである。

なお、審査請求人は、大阪市の国民健康保険税の減免基準を持ち出し、処分庁が減免しないことの違法性を主張しているが、大阪市の減免基準を処分庁の本件国民健康保険税の減免基準に適用することはできない。

(3) 審査請求人は、処分庁が、審査請求人計算の延滞金の受領を拒否していると主張するが、地方税法第20条の9の4第2項の規定により、未納の国民健康保険税がある場合は、当該未納の国民健康保険税に優先充当されるものであり、審査請求人の主張する延滞金への充当は認められない。

(4) 処分庁が、国民健康保険税処分取消請求事件において、審査請求人には納税義務がない旨陳述したのは、その当時の納税義務者は、世帯の構成員にすぎない審査請求人ではなく、擬制世帯主である審査請求人の父であるとの主旨からである。

(5) 処分庁は、本件国民健康保険税の納税通知書は、当時、擬制世帯主として納税義務者であった審査請求人の父に送付している。その後、審査請求人の父の死亡に伴い、審査請求人から処分庁に相続人代表者指定届が提出されていること及び遺産分割協議の成立により正式に審査請求人が相続人になったこと並びに処分庁の調査の結果、審査請求人から相続放棄の手續及び限定承認の申述がされていないことから、審査請求人が本件国民健康保険税の納税義務を承継していることは明らかであり、また、審査請求人もそれを自認している。

(6) 審査請求人は、国民健康保険税を独自に計算し、平成23年6月20日、平成20年度分として〇〇〇〇円を処分庁に納付し、更に、平成24年1月24日、平成20年度分として〇〇〇〇円及び平成21年度分として〇〇〇〇円をそれぞれ処分庁に納付している。それは、本件国民健康保険税の中断事由に該当し、本件国民健康保険税について、5年の消滅時効は成立せず、審査請求人に納税義務は存在する。

(7) 本件国民健康保険税の延滞金（以下「延滞金」という。）の計算は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律（昭和45年法律第13号）第25条及び加須市税条例（平成22年加須市条例第52号）第20条の規定に基づき適正に計算されており、審査請求人が主張する法令違反はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件国民健康保険税は、条例に基づき適正に課税されている。
- (2) 処分庁は、本件国民健康保険税の減免の適否について、地方税法第707条の規定により、財産調査を実施し、その結果、納税資力が認められたため、条例第27条第1項各号に掲げる減免基準に該当しないと判断したものであり、その判断は適正である。

なお、審査請求人は、大阪市の所得減少による国民健康保険税を減額する減免基準を持ち出し、処分庁の判断の違法性を主張しているが、大阪市の減免基準を処分庁の本件国民健康保険税の減免基準に適用することはできない。
- (3) 審査請求人は、審査請求人の父の死亡後において、相続人代表者指定届を提出していること並びに処分庁の調査の結果、審査請求人から相続放棄及び限定承認の申述がされていないこと並びに審査請求人が納税義務者の債権、債務等の一切を取得・承継していることから、審査請求人が本件国民健康保険税の納税義務を承継していることは明らかである。
- (4) 審査請求人が、平成22年8月4日、国民健康保険税処分取消請求事件を提起した時点での納税義務者は、審査請求人ではなく、擬制世帯主である審査請求人の父であった。
- (5) 審査請求人は、課税されている国民健康保険税のうち、平成24年1月24日に平成20年度分〇〇〇〇円及び平成21年度分〇〇〇〇円を納付しており、当該納付した日から国民健康保険税の消滅時効期間である5年を経過していないため、本件国民健康保険税は時効により消滅していない。
- (6) 処分庁は、延滞金の計算を、利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条及び加須市税条例第20条の規定に基づき適正に計算しており、審査請求人が主張する法令違反は認められない。
- (7) 審査請求人は、処分庁が、審査請求人の計算した延滞金の受領を拒否していると主張するが、地方税法第20条の9の4第2項の規定により、未納の国民健康保険税がある場合は、当該未納の国民健康保険税に優先充当されるものであり、審査請求人の主張する延滞金への充当は認められない。

以上のことから、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
平成30年1月31日	諮問書の受理、調査審議
平成30年2月22日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会の判断

(1) 国民健康保険税の課税について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4第1項及び条例第1条第1項の規定により、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課すると規定している（世帯主課税の原則）。加えて、地方税法第703条の4第28項及び条例第1条第2項の規定により、国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を前述の被保険者である世帯主とみなし（擬制世帯主）て、国民健康保険税を課すると規定している。

本件国民健康保険税は、審査請求人が、平成20年9月20日に自己都合により会社を退職したため、翌21日付けで社会保険を離脱し、平成22年3月12日、処分庁に国民健康保険の加入の届出を行ったことに伴い、処分庁が、同年4月1日を賦課期日として、地方税法及び条例の規定に基づき、審査請求人の父を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、審査請求人の所得、資産、被保険者数及び世帯に応じて算定し、課税したものである。

また、国民健康保険税は、国民健康保険の加入の届出をした日からではなく資格を取得した日から課税されるため、本件国民健康保険税は、地方税法第17条の5第3項の規定により、社会保険を離脱した平成20年9月21日まで遡り課税されたものである。

(2) 本件国民健康保険税の減免の適否について

審査請求人は、前記(1)の課税に伴い、処分庁に対して、所得の著しい減少を理由として市税等減免申請書を提出した。処分庁は、地方税法第707条の規定により納税義務者である審査請求人の父の財産調査を実施した。その結果、納税資力が認められたため、条例第27条の規定による減免をする必要がないと判断し、審査請求人の父に市税等減免申請棄却通知書を送付したものである。

なお、審査請求人は、大阪市の国民健康保険税の減免基準として、大阪市の実施例を挙げているが、処分庁が、本件国民健康保険税の減免について、審査請求人の主張する大阪市の実施例によらず、処分庁の条例に基づき判断することは、憲法第94条が、同法第92条に定める地方自治の本旨に基づき、地方自治制保障の一環として、地方公共団体に条例制定の権能を定め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条において地方公共団体に条例制定権を認めている以上、当然の結果である。

(3) 納税義務の承継について

本件国民健康保険税は、前記(1)で述べたとおり、審査請求人の父を世帯主とみなして課税されたものであり、処分庁は、平成22年4月14日、審査請求人の父を納税義務者として本件国民健康保険税の納税通知書を送付してい

る。その後、納税義務者である審査請求人の父が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことに伴い、①平成24年1月24日、審査請求人から処分庁に相続人代表者指定届が提出されていること、②同年8月30日、処分庁がさいたま家庭裁判所久喜出張所に相続放棄及び限定承認の申述受理の有無について照会した結果、同年9月7日、同出張所から、申述は見当たらない旨の回答を得ていること、③処分庁が、審査請求人から父の債権、債務等の一切を取得、承継したとの通知を受け、さいたま地方法務局久喜支局で確認した結果、同年3月20日付けで審査請求人の父の相続人である審査請求人及び審査請求人の姉との間で遺産分割協議が成立し、審査請求人が納税義務者である父の債権、債務等の一切を取得・承継していることなどから、審査請求人が本件国民健康保険税の納税義務を承継していることは明らかである。

また、審査請求人は、国民健康保険税処分取消請求事件において、処分庁が審査請求人には本件国民健康保険税の納税義務がないことを自認し、同事件の受訴裁判所もそれを認めていると主張している。しかし、これは前記事件が提起された当時の本件国民健康保険税の納税義務者は、前記(1)に述べた国民健康保険税の世帯主課税の原則に基づき、擬制世帯主である審査請求人の父であり、当該世帯の構成員である審査請求人ではない旨主張しているにすぎない。このことは、前記事件の判決書からも明らかである。

(4) 本件国民健康保険税の消滅時効について

審査請求人は、本件国民健康保険税につき、5年の消滅時効が成立し、納税義務はない旨を主張しているが、審査請求人は、平成24年1月24日、課税されている国民健康保険税のうち、平成20年度分〇〇〇〇円及び平成21年度分〇〇〇〇円を納付している。これは、地方税法第18条の2の規定の時効中断事由であり、同法第18条第1項の規定により当該納付をした日から5年を経過していないため、本件国民健康保険税は、時効により消滅していない。

(5) 延滞金の計算について

処分庁は、延滞金の計算を、利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条及び加須市税条例第20条の規定に基づき、年当たりの割合の基礎となる日数は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と規定されており、法令に基づき適正に計算している。

(6) 延滞金への充当について

地方税法第20条の9の4第2項の規定によると、納税者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場合においては、納税者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てるべきものとされており、審査請求人が主張する審査請求人が計算した延滞金〇〇〇〇円の延滞金への充当は認められない。

処分庁の、審査請求人に係る未納の国民健康保険税に対する優先充当は、法

令に基づくものである。

以上のことから、審査請求人には、本件国民健康保険税について、その納税義務自体はもとより、処分庁が課税した納税額を納付すべき義務が認められる。

2 本件処分について

本件処分は、処分庁が、審査請求人が滞納している国民健康保険税及び延滞金を徴収するため、地方税法第728条の規定に基づき納税義務者である審査請求人の預金債権を差押え、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第67条の規定に基づき差押えた債権を取立て及び同法第128条の規定に基づき換価代金等の配当処分を行ったものである。

処分庁は、法令に基づき適正に課税された本件国民健康保険税について、平成22年4月14日、納税義務者に対して本件国民健康保険税の納税通知書を送付するとともに、平成23年1月26日、督促状を送付している。その後、納税義務者であった審査請求人の父の死亡に伴う相続手続により、審査請求人が本件国民健康保険税の納税義務を承継している。

そこで、処分庁は、再三にわたり、審査請求人に対して納税を促してきたが納付に至らなかったため、法令の定める滞納処分の手続を経て、平成29年1月10日及び同月13日、本件処分を行っており、本件処分には違法性も不当性も認められず、審査請求人主張のごとき取消すべき瑕疵はないものというべきである。

3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

よって、当審査会は、第1に記載のとおり答申する。

加須市行政不服審査会

会 長	江 川	清
委 員	川 根	誠
委 員	満 木	祐 子
委 員	永 野	貴 行
委 員	福 島	秀 年